



# 第85回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様への「お土産」のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



## 場所

神戸市兵庫区西柳原町5番26号  
当社本社 5階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

### <会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

### <株主提案（第9号議案から第11号議案まで）>

- 第9号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 第10号議案 自己株式取得の件
- 第11号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

## 目次

第85回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	59
連結計算書類	72
計算書類	74

石原ケミカル株式会社

証券コード 4462

(証券コード 4462)

2023年6月8日

株 主 各 位

神戸市兵庫区西柳原町5番26号  
石原ケミカル株式会社  
代表取締役社長 酒 井 保 幸

## 第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unicon.co.jp/ir/library/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4462/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付時間:午前9時)
2. 場 所 神戸市兵庫区西柳原町5番26号  
当社本社 5階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第85期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第85期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

#### <会社提案(第1号議案から第8号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件

#### <株主提案(第9号議案から第11号議案まで)>

第9号議案から第11号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはいずれも**反対**しております。反対の理由は、株主総会参考書類53頁から58頁に記載のとおりでございます。

- 第9号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 第10号議案 自己株式取得の件
- 第11号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

※上記の株主提案に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」(52頁から58頁)に記載のとおりであります。

#### 4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

また、株主提案である第9号議案「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」は、会社提案である第7号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の修正提案であるため、第7号議案と第9号議案は両立しない関係にあります。

したがいまして、双方に賛成された場合は、第7号議案および第9号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意ください。

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前述の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④ 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査役会の監査報告書」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎当日、当社の役員および係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**インターネット等で議決権を行使される場合**  
インターネット等により議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていた  
だき、議決権をご行使ください。

**行使期限** ▶ 2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



複数回にわたり行使された  
場合の議決権の取り扱い

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



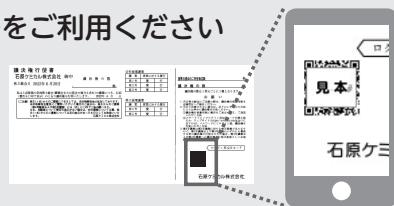
**書面（郵送）で議決権を行使される場合**  
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の  
うえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** ▶ 2023年6月27日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

ログインID及び仮パスワードを入力することなく議決権  
行使サイトにアクセスすることができます。

6頁に詳しくご紹介しています



**株主総会に出席される場合**  
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** ▶ 2023年6月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

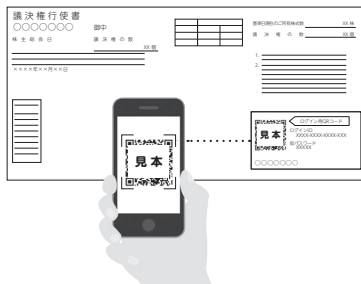


# インターネット等による議決権行使のご案内

## スマートフォンをご利用の方

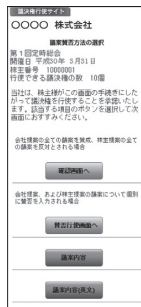
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

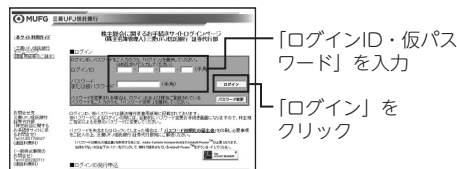
### (議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

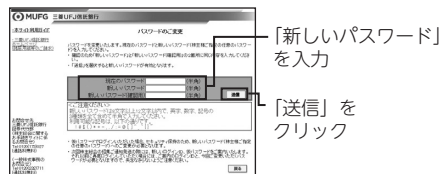
## パソコン等をご利用の方

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金およびその他の剰余金の処分につきましては、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた弾力的な還元策を図るという基本方針のもと、経営環境と当期の業績を考慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金17円

総額 257,270,724円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 1,200,000,000円



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性および妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、また取締役会の審議の充実と監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を推進する目的のため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

そのため、当社定款につき、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。さらに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。また、当社の監査役の員数は4名以内としておりましたが、取締役会の構成の柔軟性を高め、監督機能の強化等を図ることを目的に監査等委員である取締役の員数は5名以内とするものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会</p> <p>②監査役</p> <p>③監査役会</p> <p>④会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会</p> <p>②監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>③会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会</u>において選任する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員 数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第25条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第26条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削 除)
<p><u>第28条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第32条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第26条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第6章 計 算 第28条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、第85回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第85回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	属性
1	さかい やすゆき 酒井 保幸	代表取締役社長	再任
2	うちだ えい 内田 衛	常務取締役 開発本部長	再任
3	こしやま ごう 越山 剛	常務取締役 営業本部長 石原化美（上海）商貿有限公司 董事長	再任
4	やまぐち やすまさ 山口 恭正	取締役管理本部長 総務部長	再任
5	たにだ ゆたか 谷田 豊	取締役生産本部長 滋賀工場長	再任
6	しば かずのり 芝 一教	取締役 第三営業部長 石原化美（上海）商貿有限公司 董事	再任
7	ふじもと あさひこ 藤本 昭彦	執行役員 新規事業推進部長	新任
8	ありはら くに お 有原 邦夫	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>さかい やすゆき 酒井 保幸</p> <p>(1952年9月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1973年10月 当社入社 2003年6月 同 取締役第三営業部長 2007年4月 同 常務取締役営業管掌兼東京支店長 2012年4月 同 常務取締役営業管掌兼ナノインク事業推進部長 2013年6月 同 専務取締役営業本部長兼ナノインク事業推進部長 2016年4月 同 専務取締役営業本部長 2017年6月 石原化美（上海）商貿有限公司董事長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 酒井保幸氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	42,600株
2	<p>うちだ えい 内田 衛</p> <p>(1962年9月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年4月 当社入社 2010年4月 同 第二研究部長 2011年10月 同 執行役員第二研究部長 2013年6月 同 取締役第二研究部長 2016年5月 同 取締役開発本部長兼第二研究部長 2019年4月 同 取締役開発本部長 2019年6月 同 常務取締役開発本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 内田 衛氏は、経営者としての経験と技術・製品開発に関する豊富な経験を有し、事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	27,900株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>こしやま ごう 越山 剛 (1960年5月23日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1983年4月 当社入社 2009年4月 同 第一営業部長 2011年10月 同 執行役員第一営業部長 2013年6月 同 取締役第一営業部長 2019年6月 同 常務取締役営業本部長兼第一営業部長 2020年4月 同 常務取締役営業本部長(現任) 2020年4月 石原化美(上海)商貿有限公司董事長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 越山 剛氏は、経営者としての経験と営業に関する豊富な経験を有し、事業成長と企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	29,100株
4	<p>やまぐち やすまさ 山口 恭正 (1961年8月21日生)</p> <p>再 任</p>	<p>1988年3月 当社入社 2005年7月 同 監査室長 2010年4月 同 総務部長 2016年10月 同 執行役員管理本部長兼総務部長 2017年6月 同 取締役管理本部長兼総務部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 山口恭正氏は、経営者としての経験と総務・人事はじめ管理部門に関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	26,300株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p>谷田 豊 たにだ ゆたか (1966年12月9日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2013年4月 同 滋賀工場長 2016年10月 同 執行役員 滋賀工場長 2017年6月 同 執行役員 生産本部長兼滋賀工場長 2019年6月 同 取締役生産本部長兼滋賀工場長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 谷田 豊氏は、経営者としての経験と生産部門での豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	11,900株
6	<p>芝 一教 しば かずのり (1963年7月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年4月 当社入社 2017年4月 同 第三営業部長 2017年4月 石原化美(上海)商貿有限公司董事 (現任) 2020年4月 当社理事 第三営業部長 2021年6月 同 取締役第三営業部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 芝 一教氏は、経営者としての経験と当社主力事業である金属表面処理剤事業の営業および開発職として豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	8,500株
7	<p>藤本 昭彦 ふじもと あきひこ (1961年8月31日生)</p> <p>新任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2017年4月 同 マーケティング部長 2020年4月 同 理事新規事業推進部長 2020年11月 同 理事新規事業推進部長兼マーケティング部長 2021年4月 同 理事新規事業推進部長 2022年4月 同 執行役員新規事業推進部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 藤本昭彦氏は、営業及びマーケティングに関する豊富な経験を有し、その経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値向上に向け、経営課題の実現を図ることを期待し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	16,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	ありほら くに お 有原 邦夫 (1948年5月24日生)	1976年4月 日本経営システム株式会社入社 2007年6月 同社 退職 2007年6月 株式会社アリハラマネジメント代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	0株
	再 任 社 外 独 立	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>有原邦夫氏は、経営コンサルタントとしての幅広い見識や豊富な経験を有し、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 有原邦夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 有原邦夫氏の当社の社外取締役における在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、有原邦夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、有原邦夫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が社外取締役に選任された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、また、当該保険契約は任期中に同内容で更新される予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告(66頁から67頁)に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	属性
1	やました たかふみ 山下 隆史	常勤監査役	新任
2	ながの たくみ 永野 卓美	社外監査役	新任 社外 独立
3	しばいけ つとむ 芝池 勉	社外監査役	新任 社外 独立
4	おおつき かずこ 大槻 和子	—	新任 社外 独立

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>やました たかふみ 山下 隆史 (1954年11月17日生)</p> <p>新任</p>	<p>1973年 4月 当社入社 2008年 4月 同 第五営業部次長 2009年 4月 同 資材部長 2016年 4月 同 理事 資材部 2017年 6月 同 常勤監査役 (現任)</p> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 山下隆史氏は、当社において、営業部門および購買部門を経験し、当社グループについて熟知しており、その豊富な知識と経験を有することから監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>	18,100株
2	<p>ながの たくみ 永野 卓美 (1949年 3月30日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1972年 4月 大阪国税局入局 1983年 7月 大阪国税不服審判所審理部 1990年 8月 近畿税理士会登録 永野税理士事務所開設 2003年 6月 近畿税理士会神戸支部税務相談委員会副 委員長 2006年 9月 認定事業再生士登録 2011年 3月 税理士法人はやぶさ設立 代表社員 2015年 6月 当社監査役 (現任) 2017年 4月 一般社団法人日本ターンアラウンド・マ ネジメント協会 監事</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 永野卓美氏は、国税局での業務経験、税理士法人の代表社員としての豊かな業務経験と専門的知識を当社の監査体制に活かしていただき、客観的視点から経営全般への監査機能および監督機能を発揮いただけると期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>しばいけ つとむ 芝池 勉 (1953年6月6日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1976年11月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1980年3月 公認会計士登録 1996年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2011年4月 西宮市包括外部監査人 2015年10月 芝池公認会計士事務所開設（現任） 2016年6月 因幡電機産業株式会社社外取締役 2017年6月 当社監査役（現任） 2019年1月 株式会社紫光技研監査役（現任） 2020年6月 因幡電機産業株式会社社外取締役（監査等委員） 2020年7月 公益財団法人信頼資本財団理事（現任） 2022年2月 公益財団法人G-7奨学財団理事（現任） 2022年12月 学校法人甲子園学院監事（現任）</p>	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 芝池 勉氏は、公認会計士、他社の社外取締役・監査役としての豊富な経験と高い見識並びに財務および会計に関する知識を当社の監査体制に活かしていただき、客観的視点から経営全般への監査機能および監督機能を発揮いただけるものと期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。監督機能および利益相反の監査機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>			
4	<p>おおつき かずこ 大槻 和子 (1972年8月7日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年5月 公認会計士登録 2016年1月 今岡公認会計士・税理士事務所入所（現任） 2021年9月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所監事（現任） 2023年3月 サカティンクス株式会社社外取締役（現任）</p>	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 大槻和子氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識並びに財務および会計に関する知識を当社の監査体制に活かしていただき、客観的視点から経営全般への監査機能および監督機能を発揮していただけるものと期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永野卓美氏、芝池 勉氏および大槻和子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 永野卓美氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 芝池 勉氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、永野卓美氏および芝池 勉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。永野卓美氏、芝池 勉氏および大槻和子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、3氏らとの間で、同等の内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、永野卓美氏および芝池 勉氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、当社は、大槻和子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、また、当該保険契約は任期中に同内容で更新される予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（66頁から67頁）に記載のとおりであります。
8. 大槻和子氏の戸籍上の氏名は、今岡和子（いまおかかずこ）であります。

(ご参考) 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

氏名	地位	専門性・経験								
		企業経営	営業 ・ マーケティング	技術 ・ 研究開発	製造 ・ 品質	海外事業	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク管理	人事 ・ 労務	ESG ・ サステナビリティ
酒井 保幸	代表取締役社長	○	○			○				○
内田 衛	常務取締役	○		○				○		○
越山 剛	常務取締役	○	○			○		○		
山口 恭正	取締役	○						○		○
谷田 豊	取締役	○			○			○		○
芝 一教	取締役	○	○	○		○				
藤本 昭彦	取締役		○			○				○
有原 邦夫	社外取締役	○	○						○	○
山下 隆史	取締役 (監査等委員)	○	○					○		○
永野 卓美	社外取締役 (監査等委員)	○						○		○
芝池 勉	社外取締役 (監査等委員)	○						○		○
大槻 和子	社外取締役 (監査等委員)	○						○		○

(注) 上記一覧表は、各取締役の有する全ての専門性や経験を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会において年額230百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額230百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、当社の業績、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であるところ、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬額を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2022年6月28日開催の第84回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、基本報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、およびこれにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内とすることにつきご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」としてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

### 2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5万株以内といたします。但し、本総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的

に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年6月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告（67頁から70頁）に記載のとおりであります。

また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額40百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5万株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.3%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

## 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年5月14日に開催された取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定められるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます)、及びかかる会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を全取締役の賛成により決定し、同年6月27日に開催された定時株主総会において、株主の皆様にご承認頂きました。その後、2011年6月28日に開催された定時株主総会、2014年6月26日に開催された定時株主総会、2017年6月28日に開催された定時株主総会及び2020年6月25日に開催された定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、それぞれ従来の内容を一部改訂した上で継続しております(2020年6月25日に開催された定時株主総会においてご承認頂いた対応方針を、以下「現対応方針」といいます)。現対応方針の有効期限が本定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までであることに鑑み、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、現対応方針を継続することを2023年5月15日に開催された取締役会において決定いたしました(以下、新たに継続される対応方針を「新対応方針」といいます)。なお、当社は本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、新対応方針の継続にあたり、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の修正を行っておりますが、基本的な内容に変更はございません。

本議案は、新対応方針について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 記

新対応方針は、現対応方針と同様に、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為(いずれも、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含み、予め当社取締役会が同意したものを除きます)に対する対応について定めたものであり、以下においては、これらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

新対応方針に関しましては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員からも、新対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、新対応方針に賛成する旨の意見表明がありました。

本議案におきましては、新対応方針につき、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権することを含め、株主の皆様からのご承認をいただきたく存じます。出席株主の皆様の過半数のご承認を得られた場合には、その後最初に開催される取締役会の終了時点から新対応方針の効力が発生することとなります。

なお、新対応方針で引用する法令の規定は、2023年5月15日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます)があり、それらが施行された場合には、新対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I 会社の支配に関する基本方針の内容について

### 1. 当社の企業理念及び経営方針

当社は、1900年（明治33年）4月、神戸市兵庫区において石原永壽堂として創業し、医薬品・工業薬品の卸小売業として営業を開始しました。1925年（大正14年）4月には合名会社石原永壽堂の設立により会社組織となり、さらに1939年（昭和14年）3月に株式会社石原永壽堂への改組、1946年（昭和21年）3月に石原薬品株式会社、2013年（平成25年）10月に石原ケミカル株式会社への商号変更を経て現在に至っております。このような120年以上にもわたる当社の歴史の中で、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」という企業理念が形成され、今日においても、かかる理念の下、株主、取引先、従業員をはじめとする当社関係者の信頼と期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献していくことを当社の経営方針の基本としております。

当社はこのような当社の企業理念及び経営方針こそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

### 2. 基本方針の内容

当社は、当社株式を、1991年11月より大阪証券取引所へ上場しており、また、2011年3月より東京証券取引所へ上場し、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、**1.「当社の企業理念及び経営方針」**で述べた当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様が長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じ

ることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

## II 基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、I 1.「**当社の企業理念及び経営方針**」で述べた、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学(気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究)の技術をコアとして、「表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力してまいりました。さらに、化学的な技術に機械や電気などの物理的な技術を融合させ、科学領域にも進出しております。

当社は経営基本戦略として、次に掲げる4つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE(自己資本利益率)・EPS(1株当たりの当期純利益)の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- (1) 新製品開発、新技術開発のため研究開発投資を積極的に行い、新製品を開発するとともに、隣接分野、新市場への参入により業容の拡大をはかっていきます。
- (2) 基礎となる3つの分野(電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野)と4つの事業(電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品)をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかっていきます。

- (3) 自社製品比率を高め、売上総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指します。
- (4) 電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成します。

さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

## 2. 当社のCSR（企業の社会的責任）活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は「表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、長期的な視野に立ち、社会に有用な価値を創造・提供し、持続可能な経済成長と豊かな未来に貢献すべく取り組んでおります。

また、持続可能な社会の実現に寄与するため、環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店、神戸工場及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかり、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして、品質及び環境に対する万全の維持管理並びに環境に配慮した企業活動を行い、地球環境保全への貢献もはかっております。

当社は効率的かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、コンプライアンス・リスク管理委員会によるコンプライアンスの強化、公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的な対話等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。

## Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、新対応方針を決定し、継続することを予定しております。

その具体的内容は以下のとおりです。

### 1. 大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利



益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様へ委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様へ委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様へ十分な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、新対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記Ⅱ「**基本方針の実現に資する取組みについて**」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性をはかることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

また、2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

## 2. 大規模買付ルールの目的と内容

### (1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるか否かの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としております。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、**下記4. 「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」**に定める対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、**下記3. (2) 「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」**に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、対抗措置を発動できる状態にあるか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、又は、株主総会のご承認をいただいた上で、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的に大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

### (2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為や、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為であっても、予め当社取締役会が同意したもの

については、大規模買付行為には該当しませんが、(7)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、又は(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(7)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、本ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

### ① 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会は、下記(ウ)記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて勧告を行う場合がありますので、本定時株主総会に上程予定の新対応方針に係る議案において、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権する旨を併せてご承認いただく予定としております。

かかる独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、独立社外取締役（監査等委員である独立社外取締役を含みます。以下同様です）、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、当社取締役会が選任するものとします。

当社は、2023年5月15日の取締役会において、新対応方針について株主の皆様のご承認を得られることを条件に、新対応方針の独立委員として3名を選任することを決議いたしました。なお、上記3名の略歴は、別紙2記載のとおりであります。

具体的には、独立委員会は、以下の役割を担います。

- (7) 下記③「**大規模買付情報の提供とその公表**」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。
- (イ) 下記④「**取締役会検討期間の設定**」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当

社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、延長の可否についての勧告を行います。

- (ウ) 下記 3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会から諮問がなされた場合に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。
- (I) 下記 4. 「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に関して、当社取締役会から諮問がなされた場合には、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無についての勧告を行います。
- (オ) 下記 6. (1)「大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告を行います。

なお、独立委員会の判断の適切性及び合理性を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期的な経営戦略の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

## ② 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印及び代表者の資格証明書を添付していただきます。

## ③ 大規模買付情報の提供とその公表

当社がかかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます）のリスト（かかるリストは日本語によります）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただ

くこととします。なお、独立委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴、事業内容並びに当社事業と同種の事業についての経験に関する情報等を含みます）
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性並びに過去の買収及び買付行為の履歴等を含みます）
- (ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- (エ) 大規模買付行為にかかる買付けの対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます）
- (オ) 大規模買付行為にかかる買付けの資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接又は間接を問いません）の具体的名称その他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- (カ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社の経営方針、事業計画（資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等）
- (キ) 当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (ク) 大規模買付行為完了後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者への対応方針
- (ケ) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様のために適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部又は一部を公表するものとします。また独立委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報を提供するよう要請することができ、当該要請のあった場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報を独立委員会に対して提供するものとします。

#### ④ 取締役会検討期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（上記以外の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。当社取締役会は、取締役会検討期間中、社外取締役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会検討期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表します。

また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、取締役会検討期間の開始を公表するものとしします。また、当社取締役会が取締役会検討期間内に取締役会としての意見の取りまとめをできないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の立案等に必要と認められる範囲で、かつ、30日間を超えない範囲に限られるものとしします。また、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決定した場合、当社は決定された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに当社株主の皆様にご公表いたします。

#### ⑤ 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為を開始してはならないものとしします（但し、下記3. (4)「株主総会の開催」に定めるとおり、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたり、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとしします）。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとしします。

### 3. 大規模買付ルールが遵守された場合

#### (1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意向であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案の提示により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### (2) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を講じることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記5.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑩の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません）
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）の毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類・内容等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討しますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会に対して、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かにつき諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外取締役全員の同意を得ることといたします。但し、当社取締役会が適切と判断した場合には、例外的に、独立委員会への諮問に代えて株主総会を招集し、対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を直接確認することもできるものとします。したがって、以上の①ないし⑩の類型に該当し対抗措置を講じることが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告又は株主総会における意思確認を経て決定されることとなります。



### (3) 独立委員会への諮問

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの検討にあたって独立委員会へ諮問することを選択した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたり、その勧告を最大限尊重することといたします。

但し、独立委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認めるに至らず、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行ったものの、当該独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することを理由として、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、当社取締役会は株主総会を開催し、当該株主総会の判断に従うものいたします。かかる場合の株主総会は、下記**(4)「株主総会の開催」**の手續に沿って開催されます。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記**(2)①ないし⑩**のタイプのいずれかに該当するなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(ア)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ)当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記**(2)①ないし⑩**のタイプのいずれにも該当しないなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

### (4) 株主総会の開催

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合、当社取締役会は、速やかに、当社定款の定める公告方法

に従って、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日（以下「確認総会議決権基準日」といい、確認総会議決権基準日は、当該公告の日から30日以内の日とします）を設定し、確認総会議決権基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主総会において議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会議決権基準日から可能な限り速やかに、当該株主総会を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程いたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

なお、取締役会検討期間が終了した時点で、当社の定時株主総会の基準日が到来しており、その基準日に係る当社の定時株主総会についての招集通知が株主に送付されていない場合、もしくは、既に送付されていたとしても、当社取締役会が適切と判断した場合には、当社取締役会は確認総会議決権基準日の公告を行わず、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を当該定時株主総会において上程できるものとします。

#### (5) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします（但し、上記2.(2)④「取締役会検討期間の設定」記載のとおり、取締役会検討期間が大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります）。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるといたします。

#### 4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、下記5.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認められた場合には、上記3.「大規模買付ルールが遵守された場合」に準じて、独立委員会へ諮問又は株主総会を開催することができることといたします。この場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重するものとし、また、株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議を遵守するものといたします。

#### 5. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会又は取締役会の決議を経て、新対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株

の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置についてはその時点で相当と認められるものを選択することとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

また、公開買付け制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙3記載のとおりとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には別紙3記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することで、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の熟慮に必要な情報及び時間を確保することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、提供された十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

したがいまして、大規模買付ルールの設定は、情報と時間が十分に提供されないままに株主及び投資家の皆様が判断を強いられることを回避するものであって、当社の企業価値及び当社の株主の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

なお、対抗措置を発動する手続を開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることにしますが、これらを考慮した結果として、当該対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社が新株予約権の無

償割当て以外の方法による対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、当社は、取締役会又は株主総会の決議を経て、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（当該大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、当社が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続は特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込みをしていただく必要があります。手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

新対応方針につきましては、本議案において、出席株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。

株主の皆様からご承認をいただいた場合、新対応方針の有効期間は、2026年6月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において新対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において新対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、新対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、新対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて新対応方針を見直し、又は変更する場合があります。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他新対応方針に関連する法令若しくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かか

る新設・改廃を新対応方針に反映させることが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、新対応方針の形式的若しくは技術的な修正又は変更を行うことができるものとします。

新対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### IV 新対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

新対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足するとともに、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっており、高度な合理性を有していると同時に、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

##### ① 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

新対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

##### ② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本定時株主総会において、新対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様のご意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。そのため、新対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様のご合理的意思に依拠したものとなっております。

また、上記Ⅲ 3. (3)「独立委員会への諮問」のとおり、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様のご意思に依拠することになりますし、さらに、Ⅲ 3. (4)「株主総会の開催」のとおり、株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様のご直接の意思に依拠することになります。

### ③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、新対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき当社取締役会に対し勧告を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない独立社外取締役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から当社取締役会が選任しております。

### ④ 合理的な客観的発動要件の設定

新対応方針は、上記Ⅲ 3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

### ⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

新対応方針においては、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗措置の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会の直接の意思を確認するように設定されております。このように、Ⅲ 3. (2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、対抗措置の発動は当社株主の皆様の間接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### ⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7. 「新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載のとおり、新対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、新対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

注1：特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）又は（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

以上

## 当社大株主の状況（2023年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
石原ケミカル取引先持株会	1,211	8.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	937	6.1
日本生命保険相互会社	758	5.0
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	752	4.9
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	746	4.9
株式会社三井住友銀行	693	4.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	637	4.2
株式会社みずほ銀行	446	2.9
大阪中小企業投資育成株式会社	419	2.7
株式会社池田泉州銀行	320	2.1
合 計	6,922	45.7

（注）出資比率は、自己株式を除いて計算しております。



## 独立委員会委員の氏名及び略歴

小原 望 (おはら のぞむ)

1942年 1 月 生まれ  
1969年 4 月 弁護士登録  
1979年11月 小原法律特許事務所所長 (現 小原・古川法律特許事務所) (現任)  
1994年 4 月 近畿弁護士連合会理事  
1997年12月 日本弁護士連合会外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長  
2005年12月 日本仲裁人協会常務理事  
2007年 1 月 国際法曹協会PPID理事  
2016年12月 日本仲裁人協会副理事長  
2018年 2 月 日本国際紛争解決センター理事  
現在 弁護士

加登 豊 (かと ゆたか)

1953年 8 月 生まれ  
1986年 4 月 大阪府立大学経済学部助教授  
1988年 4 月 神戸大学経営学部助教授  
1994年 4 月 神戸大学経営学部教授  
1999年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科教授  
2010年 6 月 バンドー化学株式会社 取締役 (独立役員)  
2012年 4 月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授 (現任)  
2013年 6 月 小野薬品工業株式会社 取締役 (独立役員)  
2022年 4 月 名古屋商科大学ビジネススクール特任教授 (現任)

芝池 勉 (しばいけ つとむ)

1953年 6月 生まれ

1976年11月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1980年 3月 公認会計士登録

1996年 6月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員

2011年 4月 西宮市包括外部監査人

2015年10月 芝池公認会計士事務所開設 (現任)

2016年 6月 因幡電機産業株式会社社外取締役

2017年 6月 石原ケミカル株式会社監査役 (現任)

2019年 1月 株式会社紫光技研監査役 (現任)

2020年 6月 因幡電機産業株式会社社外取締役 (監査等委員)

2020年 7月 公益財団法人信頼資本財団理事 (現任)

2022年 2月 公益財団法人G-7奨学財団理事 (現任)

2022年12月 学校法人甲子園学院監事 (現任)

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権の割当て方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く）1株につき、新株予約権無償割当て決議において当社が別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

## 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

## 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

## 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く）を控除した数を上限とする。

## 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

## 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く）（以下「特定株主等」と総称する）ではないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主（以下「一般株主」という）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以上

## <株主提案（第9号議案から第11号議案まで）>

第9号議案から第11号議案は、一部の株主様からのご提案によるものであります。なお、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第9号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

#### 1. 議案の要領

当社は、2022年6月28日開催の定時株主総会において、新たに当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権として年額40百万円以内を付与することが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。)に対し、更なる当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、年額136百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から8年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

#### 2. 提案の理由

2022年6月開催の当社の定時株主総会で、取締役(社外取締役除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額総額40百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社の第84期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の付与実績では、当社の取締役(社外取締役を含む。)に対し、年額約136百万円の固定報酬が支払われていますので、仮に譲渡制限付株式報酬制度の報酬が40百万円としても、固定報酬の約29.4%に過ぎません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、10年かかることとなります。譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

## 【取締役会の意見】

<b>反 対</b>	取締役会としては、次の理由により本議案に <b>反対</b> いたします。
------------	---------------------------------------

当社の取締役の報酬については、短期および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）、各事業年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）、そして非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成しております。また、社外取締役の報酬につきましては、高い独立性の確保の観点から、月額報酬（定期同額給与）のみによって構成しております。

基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）は、世間水準、経営内容、会社業績などを考慮しながら、各取締役の役位などに応じて算定しております。また、業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）は、各事業年度の利益を指標として次の算式により支給額を算定しております。

$$\text{利益連動給与支給額} = \text{取締役月額報酬額} \times \text{利益連動給与支給月数}$$

これら、月額報酬（定期同額給与）および取締役賞与（利益連動給与）については、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の範囲内で支給しております。

また、当社は、2022年6月28日開催の第84回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本株式報酬制度」といいます。）を導入することが決議されました。本株式報酬制度は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するもので、本株式報酬制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額40百万円以内、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年5万株以内としております。本株式報酬制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額および普通株式の総数は、上記の取締役報酬の基本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬との適切なバランス等を考慮して決定したものです。

なお、本定時株主総会において、会社提案の定款変更議案が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。そして、かかる移行に伴い、本定時株主総会において、会社提案の譲渡制限付株式報酬決定議案を提出しておりますが、本株式報酬制度に実質上の変更点はございません。

また、当社は、取締役の報酬決定等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置しており、いずれの報酬（本定時株主総会における会社提案の譲渡制限付株式報酬決定議案を含みます。）についても報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会、必要に応じ株主総会に諮っております。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する同報酬額の上限を年額総額136百万円（付与株式数の上限100,000株）という多額に設定し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するとする本株主提案は、基本報酬および業績連動報酬とのバランスを欠き、また、当社の利益水準に鑑みてステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠であると考えております。

また、本株主提案では、社外取締役も譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることが示されておりますが、当社の本株式報酬制度においては、社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、対象には含めておりません。

さらに、本株主提案では、譲渡制限期間は付与から3年間とすることが示されており、対象の取締役の在任中にも譲渡制限が解除されうる設計とされていますが、当社の本株式報酬制度においては、在任中に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを継続的に与える観点から、当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間を譲渡制限期間としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

## 第10号議案 自己株式取得の件

### 1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,525,000株、取得価額の総額金2,135,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 2. 提案の理由

当社は2023年1月31日の取締役会決議において、2023年2月1日から2023年9月30日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の2.62%、400,000株を上限とし、取得価額の総額の上限億円とする自己株式の取得を決議しており、当社が株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。2023年1月31日以降の当社の株価は緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。



## 【取締役会の意見】

<b>反 対</b>	取締役会としては、次の理由により本議案に <b>反対</b> いたします。
------------	---------------------------------------

当社は、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金については、研究開発、新規事業・新技術開発、M&Aなど将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当することを基本的な方針としております。当社の中期経営計画においても、中長期的な企業価値向上に向けて、隣接分野や新地域への参入を含めた重点課題を設定しており、今後も積極的に投資を行ってまいります。

また、当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど、弾力的な還元策を図るとともに、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより、実質的な株主還元の一層の強化を図る方針としております。なお、当社定款第7条には、取締役会の決議によって自己株式取得を行うことができる旨の定めが置かれておりますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式取得を行うことが可能です。

これらの方針のもと、当社は、毎年継続的に増配を重ねるとともに、自己株式取得も機動的に随時行っており、直近では2021年7月に200,000株（取得価額の総額451百万円）、2022年5月には422,000株（取得価額の総額527百万円）の自己株式を取得し、また、2023年1月31日開催の取締役会において、取得期間を2023年2月1日から2023年9月30日まで、取得する株式の総数の上限を400,000株、取得価額の総額の上限を500百万円とする自己株式の取得を決議し、現在も自己株式の取得を継続しております。

今後も、上記方針に基づき、研究開発投資や新規事業への投資などにより中長期的な企業価値向上に向けて取り組むとともに、業績に裏付けられた安定的な配当を含めた株主還元の強化を図ってまいります。

一方、本定時株主総会終結の時から1年以内に株式総数1,525,000株、取得価額総額2,135百万円の自己株式を取得するとする本株主提案は、当社の上記方針や2023年3月期実績の親会社株主に帰属する当期純利益が1,684百万円であることなどを踏まえると、過大な自己株式取得を想定したものであり、当社株式の流動性に鑑みても不適切なものであると考えております。

以上のことから、当社の上記方針の下、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(注) 当社は、2021年10月1日付で1：2の株式分割を実施しております。

## 第11号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### 1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第17条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役は、8名以内とする。	第17条 当社の取締役は、8名以内とする。
2 (新設)	2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

### 2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役8名のうち社外取締役は2名となっており、3分の1以上の要件も満たしていませんでしたが、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

## 【取締役会の意見】

<b>反 対</b>	取締役会としては、次の理由により本議案に <b>反対</b> いたします。
------------	---------------------------------------

当社においては、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を選定することを基本として、独立社外取締役の助言・意見を得たうえで、取締役会において決定しており、企業経営等の豊富な経験・実績や高い専門性・知識を有するなど当社の取締役として貢献が期待できる人物を指名することおよび、バランスよく取締役が構成され取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正な人員数を確保することとしております。また、監査役については、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任することとしております。なお、かかる方針は、本定時株主総会において、会社提案の定款変更議案が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社に移行した後も実質上の変更点はございません。

このような方針に基づいて選任された取締役で構成する取締役会において、「成長路線の創造」をテーマに、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の向上を図るべく、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、業務執行の決定を行っております。

現在、当社取締役の総数は8名で、その4分の1にあたる2名が独立社外取締役であります。本定時株主総会において、会社提案の定款変更議案が原案どおり承認可決されまると、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役候補者は監査等委員である取締役を含め12名となり、その3分の1にあたる4名が独立社外取締役となります。

会社提案の取締役候補者（独立社外取締役を除きます。）8名は、いずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、マーケティング、研究開発、生産・購買、財務、人事・労務等の豊富な経験・実績や高い専門性・知識を有しております。また、独立社外取締役4名のうち、1名は経営コンサルタント、1名は税理士、2名は公認会計士で上場会社の社外取締役経験者（うち1名は女性）として、豊富な経験と専門知識を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

当社が本定時株主総会の取締役選任議案において提案する取締役候補者から構成される取締役会は、十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画の達成に向けた経営の執行を監査・監督するにあたり、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性を備えた構成であり、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の向上に資するものと考えております。

一方、本株主提案のように、取締役の過半数は社外取締役とするという主旨の規定を定款に定めることは、時宜に応じて最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなり、取締役会のスキルの多様性、経営の柔軟性にも支障をきたす可能性があると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

# 事業報告

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で経済社会活動の正常化が進んだことにより、景気は緩やかに持ち直しましたが、ウクライナ情勢の長期化、世界的な物価上昇や金融引締めなどにより、先行きは不透明であります。

このような状況の中、当社グループは、高付加価値製品の開発に取り組み、国内及び海外における営業活動により市場拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高20,345百万円（前年比6.9%増）と売上高は増加いたしました。また、旅費・減価償却費・運賃など販売費及び一般管理費が増加したことにより、営業利益2,139百万円（前年比9.2%減）、経常利益2,258百万円（前年比10.2%減）、政策保有株式の売却による投資有価証券売却益が減少したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,684百万円（前年比17.8%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### <金属表面処理剤及び機器等>

金属表面処理剤については、普及期に入った5G関連のサーバー、データセンターなどの需要拡大により、上期までは比較的堅調に推移しましたが、下期以降、ウクライナ情勢、中国におけるロックダウンや世界的なインフレなどが個人消費へのマイナス要素となり、パソコン、スマートフォン、液晶テレビなどの最終製品に影響を及ぼし、これにより電子部品業界においては、減産、生産調整局面となりました。

一方、化成処理液自動管理装置等については、データセンター向けなどの通信インフラ関連はパッケージ基板を中心に比較的好調に推移しましたが、スマートフォンやパソコン関連は生産調整の影響を受けました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、10,334百万円（前年比2.2%減）となりました。

### <電子材料>

機能材料加工品は、上期までは半導体市況が好調であり、半導体製造装置向けのセラミックス及びエンプラの売上が伸長しましたが、下期以降、当該市場が減退傾向となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、828百万円（前年比4.7%増）となりました。

### <自動車用化学製品等>

エアコン洗浄剤は、2022年4月に一部製品のモデルチェンジを実施し、取組カーディーラーの拡大を図りました。また、洗車機用洗剤は、セルフガソリンスタンド向け洗車機用洗剤の納入件数が拡大しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、3,516百万円（前年比11.4%増）となりました。

### <工業薬品>

工業薬品は、下期以降の需要減退傾向の中、物価の上昇とサプライチェーン強化によるシェア拡大もあり、前年を大きく上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、5,666百万円（前年比25.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、394百万円で主なものは生産設備の維持更新、および本社研究開発用機器の増強等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (2022年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(百万円)	16,785	16,967	19,036	20,345
経常利益(百万円)	1,529	1,853	2,514	2,258
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,049	1,504	2,049	1,684
1株当たり当期純利益(円)	64.68	93.66	130.01	110.32
総資産(百万円)	22,945	24,940	25,884	26,505
純資産(百万円)	18,909	20,526	21,494	21,900
1株当たり純資産額(円)	1,176.94	1,277.55	1,372.03	1,447.11

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第82期 (2020年3月期)	第83期 (2021年3月期)	第84期 (2022年3月期)	第85期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(百万円)	16,097	15,958	17,530	19,028
経常利益(百万円)	1,596	1,870	2,392	2,309
当期純利益(百万円)	1,115	1,514	1,949	1,755
1株当たり当期純利益(円)	68.74	94.26	123.67	114.96
総資産(百万円)	22,468	24,646	25,390	26,058
純資産(百万円)	18,963	20,589	21,448	21,921
1株当たり純資産額(円)	1,180.31	1,281.47	1,369.07	1,448.51

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第82期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
石原化美（上海） 商貿有限公司	1,600万人民元	100%	金属表面処理剤・自動車用化学製品等の販売
キザイ株式会社	44,000千円	100%	金属及び合成樹脂の表面処理薬品等の製造、販売

(6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期経営方針及び中期経営計画に掲げる主力事業課題及び重点テーマを対処すべき課題とし、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

① 中長期経営方針

「成長路線の創造」

自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる三つの分野で四つの事業を展開する事を基本とし、世界に通用する製品、技術、サービスを創造駆使し、グローバルに社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献して、更なる成長をはかります。

② 重点課題

- イ. 隣接分野、新地域への参入によりプラスアルファ売上を創造します。
- ロ. 電子部品業界等において、先端半導体用めっき液等の付加価値の高い製品を市場投入し、市場を拡大していくことにより、高付加価値製品の売上及び売上総利益の増加をはかります。
- ハ. カーディーラーにおいて、エアコンクリーナーの更なる拡販に加え、新製品を導入・拡販することにより、市場拡大をはかります。
- ニ. 第5の事業の柱として、導電性銅ナノインク等金属ナノ粒子の新規電子材料の事業化を加速し、先端電子材料市場への参入、市場拡大をはかります。
- ホ. 中国現地法人、台湾支店、その他海外拠点の機能を高め、事業のグローバル化をはかります。

株主の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご支援とご理解を賜りますよう  
 よろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区 分	主 要 品 目
金属表面処理剤及び機器等	錫及びハンダめっき液、化成処理液自動管理装置等
電 子 材 料	電子材料、セラミックス、エンジニアリングプラスチック等
自 動 車 用 化 学 製 品 等	つや出し剤、塗装補修コンパウンド、洗浄剤、消臭・除菌剤、溶接スパッター付着防止剤等
工 業 薬 品	酸、アルカリ、触媒、無機化合物等

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県神戸市兵庫区
東 京 支 店	東京都台東区
滋 賀 工 場	滋賀県高島市今津町
神 戸 工 場	兵庫県神戸市西区
台 湾 支 店	台湾 新竹縣竹東鎮

② 子会社

名 称	所 在 地
石原化美(上海)商貿有限公司	中華人民共和国 上海市長寧区
キザイ株式会社	東京都中央区



(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属表面处理剤及び機器等事業	190 (32) 名	1名減 (2名増)
電子材料事業	12 (7) 名	— (1名増)
自動車用化学製品等事業	46 (5) 名	1名増 (1名減)
工業薬品事業	14 (1) 名	1名増 (—)
全社 (共通)	11 (—) 名	1名増 (—)
合計	273 (45) 名	2名増 (2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定セグメントに区分できない研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223(34)名	2名増(1名増)	39.88歳	13.54年

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であります。
2. 使用人数の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用員数であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 31,300,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 16,308,280株 |
| ③ 株主数         | 5,125名      |
| ④ 1単元の株式の数    | 100株        |
| ⑤ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
石 原 ケ ミ カ ル 取 引 先 持 株 会	1,211	8.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	937	6.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	758	5.0
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	752	4.9
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	746	4.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	693	4.5
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	637	4.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	446	2.9
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	419	2.7
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	320	2.1

(注) 持株比率は自己株式 (1,174,708株) を除いて計算しております。

### ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月28日開催の第84回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月27日付で取締役 (社外取締役を除く。) 6名に対し自己株式8,100株の処分を行っております。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	8,100株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.(2) ④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長	酒 井 保 幸	
常 務 取 締 役	内 田 衛	開発本部長
常 務 取 締 役	越 山 剛	営業本部長兼石原化美(上海)商貿有限公司 董事長
取 締 役	山 口 恭 正	管理本部長兼総務部長
取 締 役	谷 田 豊	生産本部長兼滋賀工場長
取 締 役	芝 一 教	第三営業部長
取 締 役	有 原 邦 夫	株式会社アリハラマネジメント 代表取締役社長
取 締 役	松 本 君 平	
常 勤 監 査 役	山 下 隆 史	
監 査 役	永 野 卓 美	税理士
監 査 役	芝 池 勉	公認会計士

- (注) 1. 有原邦夫氏及び松本君平氏は、社外取締役であります。  
 2. 永野卓美氏及び芝池勉氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役永野卓美氏は、税理士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 4. 監査役芝池勉氏は、公認会計士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 5. 当社は、取締役有原邦夫氏及び松本君平氏、監査役永野卓美氏及び芝池勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員、退任役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務遂行に起因して、株主や会社、従業員、取引先や競合他社等の第三者から、損害賠償請求を提訴された場合に被る役員個人の経済的損害（損害賠償金や争訴費用）を填補することとされています。ただし、法令違反の行

為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役および監査役の報酬等

##### イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役）の報酬については、短期および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針といたします。

当社の取締役の報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）、各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）、そして非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、株主総会で決定された取締役の報酬等の上限額の範囲内で支給いたします。

なお、社外取締役については、高い独立性の確保の観点から、月額報酬のみを支給することといたします。

また、取締役会は、取締役の報酬決定等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役3名以上かつそのうち半数以上の独立社外取締役で構成された報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

##### ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬（以下、「月額報酬（定期同額給与）」という）とし、世間水準、経営内容、会社業績、過去の支払い実績、従業員報酬の最高額などを考慮しながら、各取締役の役位及び個人の成果に応じて決定いたします。

##### ハ. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、短期的な企業業績に連動する報酬として、各事業年度の利益を指標として次の算式により支給額を決定し、取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役賞与（以下、「利益連動給与」という）として支給いたします。支払時期については、法令に定める期間内の範囲で報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

##### ① 利益連動給与支給額＝取締役月額報酬額×利益連動給与支給月数

なお、限度額は総額70百万円とする。

② 利益連動給与支給月数は、当該年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Xとする。）と前年度の連結ベースの利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益（以下、Yとする。）により算定した下記のテーブルに従い決定いたします。当該指標を採用した理由は、利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が、会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。なお、業績に大幅な変動があった事業年度の翌期には判定基準の見直しを行います。

《利益連動給与支給月数決定テーブル》

判定基準	支給月数
$1.05 Y < X$	4ヶ月
$1.00 Y < X \leq 1.05 Y$	3ヶ月
$0.70 Y < X \leq 1.00 Y$	2ヶ月
$2億円 < X \leq 0.70 Y$	1ヶ月

※利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が、会社業績の判断指標として適切であるとの判断のもと、当該利益を指標としています。

- 二. 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定に関する方針  
 当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを高めるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割当てることといたします。支給時期、配分等については、報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。
- ホ. 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
 取締役の報酬については、取締役報酬の基本方針に基づき、報酬委員会に諮問のうえ取締役会で決定いたします。  
 業務執行取締役の金銭報酬等については、利益連動給与の支給月数が4ヶ月となった場合、月額報酬（定期同額給与）の年額（12ヶ月分）と利益連動給与の比率が概ね3：1となり、非金銭報酬（譲渡制限付株式）については、固定報酬の概ね10%から20%に相当する譲渡制限付株式を割当てることといたします。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 各取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決定いたします。ただし、取締役会は、同決定を代表取締役社長に委任することがあります。代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会の協議を経て決定いたします。

ト. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
	千円	千円	千円	千円	名
取 締 役 (うち社外取締役)	149,540 (8,940)	120,540 (8,940)	18,600 (—)	10,400 (—)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,000 (7,200)	18,000 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	167,540	138,540	18,600	10,400	11

(注) 1. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会決議により定められたもので、年額230,000千円以内（使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）であります。当該株主総会終結時点の員数は7名であります。監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第57回定時株主総会決議により定められたもので、年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の員数は4名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第84回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益であり、その実績は2,511,513千円であります。当該指標を選択した理由は、利益連動給与支給額の変動影響を除外した税金等調整前当期純利益が会社業績の判断指標として適切であると考えられるためであります。当社の業績連動報酬は、利益連動給与算入前税金等調整前当期純利益の対前年度増減率に連動する支給算式に基づいて算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「二. 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長酒井保幸氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績や各取締役の役割責任、貢献度などを勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮り、協議を経たうえで最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

チ. 取締役の報酬等の方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の方針については、2022年6月14日開催の報酬委員会において審議され、同審議結果を踏まえ、2022年6月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

リ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役有原邦夫氏は、株式会社アリハラマネジメントの代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

- ・取締役有原邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、経営コンサルタントとしての幅広い見識や豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役松本君平氏は、当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、企業経営および財務・会計に関する幅広い見識や豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・監査役永野卓美氏は、当事業年度に開催された取締役会14回中13回および監査役会13回中12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役芝池 勉氏は、当事業年度に開催された取締役会14回中13回および監査役会13回中12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計、その他経営全般について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## (3) 会計監査人の状況

- ① 監査法人の名称： 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
	千円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である石原化美（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,603,030</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,925,876</b>
現金及び預金	5,927,981	支払手形及び買掛金	1,951,955
受取手形	201,402	電子記録債務	907,889
売掛金	4,232,109	未払法人税等	387,643
電子記録債権	647,016	賞与引当金	223,286
商品及び製品	1,046,653	役員賞与引当金	18,600
仕掛品	225,338	その他	436,502
原材料及び貯蔵品	1,139,127	<b>固 定 負 債</b>	<b>679,202</b>
その他	183,401	繰延税金負債	437,462
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,902,051</b>	退職給付に係る負債	50,737
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,499,797</b>	資産除去債務	68,143
建物及び構築物	3,126,265	その他	122,859
機械装置及び運搬具	376,412	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,605,079</b>
土地	1,652,306	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	66,285	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,269,230</b>
建設仮勘定	68,375	資 本 金	1,980,874
その他	210,151	資 本 剰 余 金	2,294,566
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>70,993</b>	利 益 剰 余 金	18,356,554
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>7,331,260</b>	自 己 株 式	△1,362,765
投資有価証券	6,273,988	その他の包括利益累計額	630,772
退職給付に係る資産	471,333	その他有価証券評価差額金	630,153
その他	591,188	為 替 換 算 調 整 勘 定	619
貸倒引当金	△5,250	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,900,003</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,505,082</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>26,505,082</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,345,090
売上原価		14,079,552
売上総利益		6,265,537
販売費及び一般管理費		4,126,322
営業利益		2,139,214
営業外収益		
受取利息	12,369	
その他	117,227	129,596
営業外費用		
支払利息	1,303	
その他	8,949	10,253
経常利益		2,258,558
特別利益		
固定資産売却益	22	
投資有価証券売却益	161,152	161,175
特別損失		
固定資産除却損	3,916	3,916
税金等調整前当期純利益		2,415,817
法人税、住民税及び事業税	699,756	
法人税等調整額	31,204	730,960
当期純利益		1,684,857
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,684,857

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,694,484</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,693,080</b>
現金及び預金	4,408,795	電子記録債権	907,889
受取手形	182,588	買掛金	1,787,268
電子記録債権	570,650	リース債権	4,752
売掛金	4,200,261	未払金	224,831
商品及び製品	891,361	未払法人税等	387,198
仕掛品	225,338	未払費用	30,241
原材料及び貯蔵品	1,055,773	前受金	8,429
前払費用	22,959	預り金	29,939
その他	136,757	賞与引当金	199,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>14,363,658</b>	役員賞与引当金	18,600
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,804,693</b>	その他	94,930
建物	2,953,352	<b>固 定 負 債</b>	<b>443,867</b>
構築物	158,901	リース債権	18,902
機械及び装置	360,717	繰延税金負債	260,145
車両運搬具	82	資産除去債務	68,143
工具、器具及び備品	177,616	その他	96,675
土地	1,027,677	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,136,948</b>
リース資産	66,030	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	60,315	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,291,041</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>68,583</b>	資 本 金	1,980,874
ソフトウェア	68,456	資 本 剰 余 金	2,294,566
その他	127	資 本 準 備 金	2,254,875
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>9,490,381</b>	その他資本剰余金	39,691
投資有価証券	6,273,988	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>18,378,365</b>
出資金	1,130	利 益 準 備 金	180,076
関係会社出資金	36,133	その他利益剰余金	18,198,289
関係会社株式	2,138,089	別 途 積 立 金	16,404,706
従業員に対する長期貸付金	654	繰越利益剰余金	1,793,583
長期前払費用	35,008	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,362,765</b>
前払年金費用	471,333	評 価 ・ 換 算 差 額 等	630,153
その他	539,292	その他有価証券評価差額金	630,153
貸倒引当金	△5,250	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,921,194</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,058,142</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>26,058,142</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

# 損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		19,028,731
売上原価		13,245,609
売上総利益		5,783,122
販売費及び一般管理費		3,590,572
営業利益		2,192,550
営業外収益		
受取利息	296	
有価証券利息	11,178	
その他	114,206	125,681
営業外費用		
支払利息	1	
その他	8,889	8,890
経常利益		2,309,341
特別利益		
固定資産売却益	22	
投資有価証券売却益	161,152	161,175
特別損失		
固定資産除却損	3,916	3,916
税引前当期純利益		2,466,600
法人税、住民税及び事業税	696,659	
法人税等調整額	14,240	710,899
当期純利益		1,755,700

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。





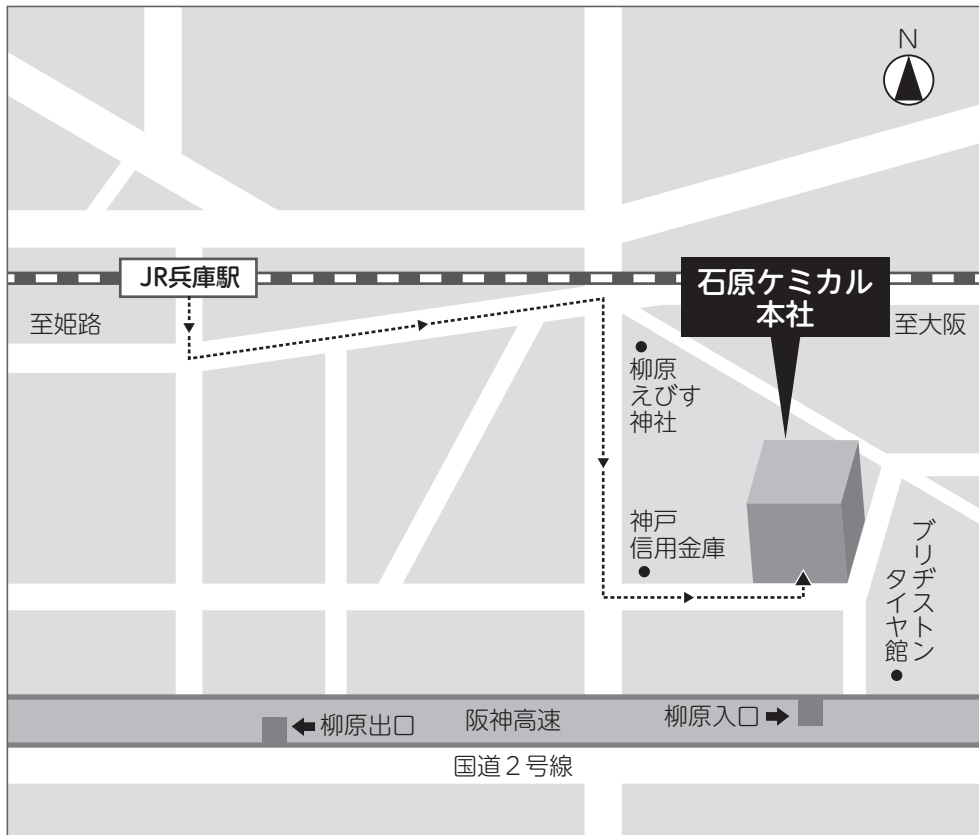
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場

〒652-0806 神戸市兵庫区西柳原町5番26号  
当社本社 5階会議室  
TEL 078 (681) 4801 (代表)



**交通** JR神戸線兵庫駅下車 徒歩約5分

本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

石原ケミカル株式会社

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。